

令和2年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第1号

3月6日（金曜日）

# 令和2年第1回甘楽町議会定例会会議録第1号

令和2年3月6日（金曜日）

## 議事日程 第1号

令和2年3月6日（金曜日）午後1時02分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 請願・陳情の委員会付託
- 日程第 6 議案第 1号 令和元年度甘楽町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第 2号 令和元年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 3号 令和元年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 4号 令和元年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 5号 令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 6号 令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 7号 令和元年度甘楽町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第 8号 甘楽郡土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 日程第14 議案第 9号 工事請負契約の変更について（甘楽ふるさと館浴室建築工事）
- 日程第15 議案第10号 工事請負契約の変更について（社会資本整備総合交付金事業 織田氏七代の墓御霊屋集計施設整備工事）
- 日程第16 同意第 1号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第18 議案第12号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 甘楽町交通指導員条例を廃止する条例について

- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 甘楽町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 甘楽町ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 甘楽町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 甘楽町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 甘楽町国峰簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 甘楽町那須及び秋畑簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 甘楽町道路線の廃止について
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 令和 2 年度甘楽町一般会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 令和 2 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 令和 2 年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 令和 2 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 令和 2 年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 令和 2 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 令和 2 年度甘楽町水道事業会計予算

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（12人）

1番	山田光男君	2番	堀口博君
3番	白石豊樹君	4番	吉田恭介君
5番	横尾稔君	6番	相川忠夫君
7番	金田倍視君	8番	黒澤篤君
9番	中野喜久勇君	10番	富岡朝男君
11番	山崎澄子君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

---

### 説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	岩崎佳孝君
総務課長	富田浩君	企画課長	田村昌徳君
健康課長	齋藤淳二君	住民課長	田中睦宏君
産業課長	五十里比登志君	建設課長	小澤嗣生君
水道課長	関口幸美君	学校教育課長	秋山勝重君
社会教育課長	大河原敦子君		

---

### 事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	阿部愛
------	------	----	-----

## ○開会・開議

午後1時02分開会・開議

◇議長（富岡朝男君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回甘楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次、議事を進めます。



## ○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（富岡朝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

甘楽町議会会議規則第127条の規定により、議長から次の議員を指名いたします。

第2番堀口博君、第3番白石豊樹君の両名といたします。



## ○日程第2 会期の決定

◇議長（富岡朝男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、先に議会運営委員会が開かれておりますので、議会運営委員会委員長中野喜久勇君、登壇して報告を願います。

◇議会運営委員長（中野喜久勇君） 報告いたします。議会運営委員会報告。議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

去る3月1日に議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議をした結果、会期については本日から12日までの7日間とし、日程については議会速報で配付したとおりであります。

以上であります。この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

以上です。

◇議長（富岡朝男君） お諮りいたします。

議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から15日までの9日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの7日間と決定いたしました。

---

◇

### ○日程第3 諸般の報告

◇議長（富岡朝男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月19日、群馬県市町村会館において、群馬県町村議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。

本総会におきまして、令和2年度群馬県町村議会議長会事業報告、一般会計歳入歳出決算認定、令和2年度事業計画、一般会計予算及び会費の賦課徴収方法についての5議案が上程され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

また、別紙のとおり、お手元に配付いたしました「宣言」及び「決議」が行われましたので、報告をいたします。

---

◇

### ○日程第4 施政方針

◇議長（富岡朝男君） 日程第4、施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、令和2年第1回甘楽町議会定例会の開会にあたり、お許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、極めてご多忙の中ご出席を賜り、本定例会が開催できますことに心から厚く御礼を申し上げます。

寒さに耐えた役場前の梅の花が満開となりました。昨日は啓蟄でありましたし、虫も冬眠から目覚める頃となり、春到来を感じるころであります。まさに春は、希望の春、新たなスタートの春であります。

4月には「群馬デスティネーションキャンペーン」が始まり、町では一足早く今月から「キラッとかんら観光キャンペーン」を開催する矢先、新型コロナウイルス感染症対策によるイベントの自粛という、予期せぬ展開となってしまいました。本来であれば、町が一番輝く春に大勢の皆さんをお迎えするところですが、しばし見合わせ、新型ウイルスの終息とイベントの早期開催を切に願うところであります。

また、先月は、東京オリンピック、パラリンピックのホストタウン国であるニカラグア共和国にJICAの調査団が訪問しました。甘楽町からは副町長はじめ5名が参加し、白石議員には調査団の一員としてご協力いただきました。大会開催まで残すところ140日

となりました。今後も、引き続き町を挙げて応援し友好の輪を広げていきたいと思っております。

さて、早いもので令和元年度も締めくくりの時期を迎えました。この一年、議員の皆様をはじめ町民皆様のご協力により、様々な町発足60周年記念事業を実施できたこと、改めて感謝申し上げます。

今年度予算に盛り込まれた事業につきましては、台風19号による災害復旧の繰越事業を除き、概ね予定どおり進捗しております。この場をお借りし関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、引き続きご指導ご支援をお願い申し上げます。

本定例会では、令和2年度各会計の当初予算をはじめ、条例の制定・改正・廃止、令和元年度の予算補正、人事案件など、極めて重要な議案を多数ご提案申し上げます。

議員の皆様には、慎重審議を通じまして、何卒ご理解のうえ、原案どおりご議決ご同意を賜りますよう、あらかじめのお願いを申し上げます。

これより、上程申し上げます32議案、同意案1件のうち、主なものの大要について申し上げますが、各議案等の詳細につきましては、その都度各課長に説明させますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、議案第1号から第7号までは、令和元年度の各会計の補正予算であります。年度末を控え事業の進捗による予算整理を行い、かつ必要な予算措置をお願いするものであります。

議案第8号は、令和2年3月31日をもって、甘楽郡土地開発公社の設立団体である下仁田町が公社から脱退するため、定款の一部改正について議決を求めるものであります。

議案第9号、10号は、契約議決の甘楽ふるさと館浴室建築工事、織田氏七代の墓御霊屋修景施設整備工事について、設計変更に伴い契約金額に変更が生じたため議決を求めるものであります。

同意第1号につきましては、任期満了に伴う教育委員会委員の任命であります。

議案第11号から第23号は、条例の制定、一部改正、廃止であります。それぞれ制度の拡充や町民の利便性の向上を図るため、また上位法の改正に伴うものであります。

議案第24号、そして25号は、町道路線の廃止と認定であります。

議案第26号から第32号は、令和2年度各会計の当初予算であります。

このうち、議案第26号の令和2年度甘楽町一般会計予算につきまして、その大要をご説明申し上げ、併せて予算編成に当たっての所信の一端を申し上げ、議会及び町民の皆さん

のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

はじめに、予算編成にあたっての基本方針や財源等について申し上げます。

町民の皆様が安全で安心して生活できることを町政の基本と考え、平成24年度から「キラッとかんら安心のまち」をキャッチフレーズに「輝くまちづくり」を進めてまいりましたが、本計画も残すところ2年となりました。この2年間は、現計画の集大成と令和4年度からスタートする次期計画を作成するための重要な期間となります。職員一丸となって、安全安心な生活環境づくりを目指し、厳しい財政状況ですが、後世に負担をかけないまちづくりに精一杯取り組んでまいります。

令和2年度予算につきましても、引き続き甘楽町第5次総合計画「KANRA プラン・輝き」の各事業計画に盛り込まれた重点施策を実施してまいります。

はじめに、本町の財政状況でありますけれども、令和元年度の町税収入の状況は、法人住民税と固定資産税の償却資産が伸び悩み、前年度比2.4%減額の14億6,200万円程度の見通しとなります。

令和2年度については、軽自動車税、町たばこ税の増税を見込みましたが、法人町民税の税率改正を控えていることから減額を見込み、町税全体では当初予算額で前年比0.9%減額となります14億4,241万円8,000円を計上いたしました。

町の歳入の根幹となる地方交付税であります。地方財政運営に支障が生じぬよう補正係数等が見直され、基準財政需要額が増額となり、普通交付税額は前年より1億4,000万円増額の16億5,000万円を見込んでいます。地方交付税の交付総額としては前年と比較し9.3%の増額となります。

このような町税・地方交付税の歳入見込みの中、令和2年度の予算編成にあたっては厳しい財政状況を深く認識し、限られた財源を重点的かつ効率的に執行するために、甘楽町第5次総合計画に基づく施策を推進する予算といたしました。

この結果、一般会計当初予算の総額は、52億6,700万円、前年度当初予算と比較し0.3%の減額となりました。

それでは、予算案の重点事業について申し上げます。

一つ目は、防災行政無線デジタル化整備事業であります。現行システムが令和4年には使用できなくなり、全てデジタル化へ移行されるため、令和2年、3年の2か年で整備を実施します。

防災行政無線は地域防災の情報を得る重要な手段でありますけれども、昨年10月の台

風19号襲来時のように、屋外からの情報発信のみでは聞き取れない問題が生じています。そのため、「甘楽町安全安心メール」の普及拡大を積極的に図り、双方からの情報発信により地域防災に努め、町民を守る施策に取り組んでまいります。

整備費の財源といたしましては、緊急防災・減災事業債の起債を全額活用して行う予定であります。

二つ目は、若者定住促進補助金の新設であります。人口減少対策は、自治体が抱える喫緊の問題であります。町では、学校を卒業して戻ってくる若者や甘楽町に住んでくれる若者を対象に奨学金の返済額の一部を補助する「若者定住促進補助金（かんら未来人財応援事業）」を新設します。

奨学金の返済額の一部を補助することで若者の負担を軽減し、甘楽町に定住しやすい環境づくりに取り組んでいきます。また、町内には住まないが、町内企業へ就職する若者へも奨学金の返済額の一部を補助する仕組みを構築してまいります。関係人口の増加につなげていけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、予算区分別の主な新規事業等について申し上げます。

総務費では、高齢運転者による安全運転サポート車の購入等補助として「サポカー補助金」を国が新設しましたけれども、町では昨年引き続き「高齢者先進安全自動車購入費補助金」・「高齢者安全運転支援装置設置補助金」を交付し、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

また、全国的に見ても問題となっております「空き家」ではありますが、今年度は不良住宅や特定空き家の除却費用の一部を補助する制度をスタートさせます。危険な空き家が減少し近隣住民が安心して暮らせるよう施策を進めてまいります。

さらに、東京オリンピック、パラリンピックにおけるニカラグア共和国のホストタウンとなったことから、出場選手の応援や事後交流事業を実施し、文化的な相互交流を図りながら共生事業に取り組んでまいります。

民生費では、少子化対策、子育て支援対策、高齢者対策を充実させ、全世代が融合して安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

衛生費では、子どもの出生、育児、予防接種事業の充実に努め、新たに若年健診を導入し若い世代から健康に関心を持ってもらい、早期に生活改善指導ができる体制をとり、町民が健康に暮らせるよう取り組んでまいります。

農林水産業費では、農業者の生活安定を図る支援を実施し、農業者の所得向上、後継者

不足解消につなげていきます。

商工費では、群馬デスティネーションキャンペーンとともに「キラッとかんら観光キャンペーン」を繰り広げ、観光客の誘客に努め町の魅力をアピールしていきます。あわせて観光施設の充実を図り、さらには企業支援策を進め、企業進出や規模拡大を促進し雇用の安定を図ってまいります。

土木費では、甘楽PAスマートインターチェンジ整備事業に取り組み、令和4年度の開設を目指します。本事業は、町民皆さんの利便性の向上はもとより、企業誘致や工業団地の推進がより有利に進められ、雇用の創出、町内企業の振興、観光客の誘致に寄与するとともに、定住者の増加につながるものと期待をしているところであります。

また、小幡地区の都市再生整備計画が終了し、新たに都市再生整備計画小幡第3期が始まります。計画の初年度は、観光拠点となる名勝楽山園内の照明設備並びに周辺道路の美装化整備等の整備を実施し、観光客の誘客につなげていければと思っております。

さらに、木造住宅耐震診断委託、木造住宅耐震工事、木造住宅耐震シェルター設置に伴う補助制度を活用し、安全安心な生活が送れる支援を推進します。

消防費については、防災力強化のため耐震性貯水槽の設置を行い、消防設備の充実と消防力の強化を図ります。

続いて教育費でありますけれども、小学校での水泳授業を実施するにあたり民間施設を活用した水泳授業実施のための委託料を計上しました。これにより、維持管理の問題解消だけでなく天候に左右されず安全で安心して確実な水泳指導が行われることとなり、今後とも学校教育の充実に取り組んでまいります。

また、3つの幼稚園を統合した「こども園」の開園に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、特別会計でありますけれども、特別会計は、甘楽町国民健康保険事業特別会計予算など5件、企業会計は水道事業会計1件になります。

主な特徴でありますけれども、国民健康保険事業特別会計で国保世帯の負担軽減を図るため税率の引き下げを実施します。また、多子世帯支援事業補助金として第3子以降の均等割相当額を補助してきましたが、令和2年度以降は第1子から該当させ、子育て支援を図ってまいります。

公共下水道事業特別会計では、令和5年度までに法適化を進めていく必要があり、下水道管路台帳の整備や長寿命化を図るためストックマネジメント計画の策定費用を計上し、

維持管理に努めるとともにスムーズな会計移行を進めてまいります。

水道事業会計では、町の水道を更に安全で安定的に供給するため、2ヶ年の継続費事業で白倉浄水場の改修事業を実施します。また、各施設の耐震化、そして長寿命化、白倉高区配水池を活用した轟浄水場との連携により、水道用水の安定供給を図ってまいります。

以上が令和2年度当初予算についての概要です。一般会計当初予算は、厳しい財政状況のなか、後世に負担をかけないよう適正に起債の借入を行い、財政調整基金を繰入れない予算編成を行いました。予算執行に当たっては、財政状況の変化により柔軟に対応し、実施事業の取捨選択や経常経費のより一層の圧縮を進め、必要な予算は確保しながら健全な財政運営に努めていく所存であります。

以上、令和2年度第1回甘楽町議会定例会開催にあたり、町政推進にあたって私の所信の一端を申し上げるとともに、議案の概要についてご説明させていただきました。

本町財政は、今後も厳しい状況に変わりはありませんが、ただ今申し上げましたとおり、町民生活の向上のために職員一丸となり、しっかり取り組み、安全で安心して住める町、元気とにぎわいのある町づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、並びに町民の皆様の深いご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

◇議長（富岡朝男君） 施政方針が終わりました。

---

◇

## ○日程第5 請願・陳情の委員会付託

◇議長（富岡朝男君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付の文書表のとおり、請願3件を総務文教常任委員会に、陳情1件を社会産業常任委員会に付託いたします。両常任委員会は、本定例会の会期中にご審議のうえ、報告を願います。

---

◇

## ○日程第6 議案第1号 令和元年度甘楽町一般会計補正予算（第5号）

◇議長（富岡朝男君） 日程第6、議案第1号 令和元年度甘楽町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（田村昌徳君） 補正予算書1ページをお願いいたします。議案第1号令和元

年度甘楽町一般会計補正予算（第5号）。令和元年度甘楽町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,990万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,890万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。地方債の補正。第3条、地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」。款、補正額でお願いいたします。歳入。1款町税、407万7,000円。2款地方譲与税、減額の7万3,000円。14款使用料及び手数料、58万8,000円。15款国庫支出金、962万6,000円、16款県支出金、減額819万9,000円。17款財産収入、31万2,000円。18寄付金、1,462万8,000円。19款繰入金、減額の9,010万3,000円。21款諸収入、1,450万円。歳入合計、補正前の額56億4,880万円。補正額、減額の2,990万円。計56億1,890万円。

4ページをお願いいたします。歳出。1款議会費、減額180万4,000円。2款総務費868万8,000円。3款民生費、減額1,208万4,000円。4款衛生費、減額903万3,000円。6款農林水産業費、減額431万1,000円。7款商工費、減額262万3,000円。8款土木費、減額1,338万8,000円。9款消防費、減額の182万円。10款教育費、減額1,104万7,000円。11款災害復旧費、1,750万7,000円。歳出合計。補正前の額56億4,880万円。補正額、減額の2,990万円。計56億1,890万円。

次のページをお願いいたします。「第2表繰越明許費」。款、項、事業名、金額でお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、プレミアム商品券事業、545万5,000円。6款農林水産業費、1項農業費、強い農業・担い手づくり総合支援事業、222万3,000円。8款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業、1,447万6,000円。8款土木費、2項道路橋梁費、甘楽パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業、1,400万円。8款土木費、2項道路橋梁費、橋梁補修事業、1,047万円。8款土木費、2項道路橋梁費、都市再生整備計画事後評価策定事業、421万3,000円。8款土木費、2項道路橋梁費、歴史的風致形成建造物改修事業、940万円。9款消

防費、1項消防費、第1分団第2部詰所解体工事業、79万2,000円。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、林道災害復旧事業、9,182万1,000円。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業、1億7,410万2,000円。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、公園災害復旧事業、940万5,000円。11款災害復旧費、3項農地農業用施設災害復旧費、農地災害復旧事業、1,610万1,000円。

「第3表地方債補正」。変更。記載の目的、補正前限度額、補正後限度額でお願いいたします。緊急防災・減災対策事業、1,150万円、1,030万円。災害復旧事業土木施設災害復旧事業、4,330万円、6,030万円。災害復旧事業農林水産業施設災害復旧事業、2,240万円、2,110万円。記載の方法、利率、償還の方法は、変更ございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第7 議案第2号 令和元年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

◇議長（富岡朝男君） 日程第7、議案第2号 令和元年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（齋藤淳二君） それでは、補正予算書46ページをお願いいたします。議案第2号 令和元年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,726万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,972万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年3月6日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」。款、補正額でお願いいたします。歳入。3款県支出金、931万2,000円。4款財産収入、減額の1万5,000円。6款繰入金、減額の853万円。7款繰越金3,104万8,000円。9款国庫支出金、532万9,000円。歳入合計。補正前の額15億6,246万4,000円、補正額3,726万2,000円、計15億9,972万6,000円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款総務費、減額の155万2,000円。2款保険給付費、3,350万円。3款国民健康保険事業費納付金、ゼロ円。5款保健事業費、ゼロ円。6款基金積立金、減額の1万5,000円。8款諸支出金、532万9,000円。歳出合計。補正前の額15億6,246万4,000円、補正額3,726万2,000円、計15億9,972万6,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第8 議案第3号 令和元年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◇議長（富岡朝男君） 日程第8、議案第3号 令和元年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（齋藤淳二君） 補正予算書73ページをお願いいたします。議案第3号 令和元年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,283万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,334万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年3月6日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」。款、補正額でお願いをいたします。歳入。3款国庫支出金、72万5,000円。6款財産収入、1万円。8款繰入金、480万5,000円。10款繰越金729万8,000円。歳入合計。補正前の額12億6,051万円、補正額1,283万8,000円、計12億7,334万8,000円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款総務費、36万2,000円。2款保険給付費、1,000万円。3款地域支援事業費、ゼロ円。4款基金積立金、247万6,000円。歳出合計。補正前の額12億6,051万円、補正額1,283万8,000円、計12億7,334万8,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第9 議案第4号 令和元年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

◇議長（富岡朝男君） 日程第9、議案第4号 令和元年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 補正予算書86ページをお願いいたします。議案第4号 令和元年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ206万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,404万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年3月6日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」。款、補正額でお願いをいたします。歳入。1款使用料及び手数料、減額の95万円。4款諸収入、減額の111万円。歳入合計。補正前の額1億4,610万2,000円、補正額、減額の206万円、計1億4,404万2,000円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款農業集落排水事業費、減額の206万円。歳出合計。補正前の額1億4,610万2,000円、補正額、減額の206万円、計1億4,404万2,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第10 議案第5号 令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

◇議長（富岡朝男君） 日程第10、議案第5号 令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 補正予算書97ページをお願いいたします。議案第5号 令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。令和元年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,719万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億968万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年3月6日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」。款、補正額でお願いをいたします。歳入。3款国庫支出金、減額の700万円。4款繰入金、減額の1,245万円。6款諸収入、195万6,000円。8款県支出金、30万円。歳入合計。補正前の額5億2,687万9,000円、補正額、減額の1,719万4,000円、計5億968万5,000円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款公共下水道費、減額の1,719万4,000円。2款公債費、ゼロ円。歳出合計。補正前の額5億2,687万9,000円、補正額、減額の1,719万4,000円、計5億968万5,000円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
ご質疑をお願ひいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願ひいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 11 議案第 6 号 令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

◇議長（富岡朝男君） 日程第 11、議案第 6 号 令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（齋藤淳二君） 補正予算書 108 ページをお願ひいたします。議案第 6 号 令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。令和元年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 313 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,383 万 5,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。令和 2 年 3 月 6 日提出、甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願ひいたします。「第 1 表歳入歳出予算補正」。款、補正額でお願ひをいたします。歳入。1 款後期高齢者医療保険料、223 万 2,000 円。3 款諸収入、90 万 3,000 円。歳入合計。補正前の額 1 億 4,070 万円、補正額 313 万 5,000 円、計 1 億 4,383 万 5,000 円。

次のページをお願いいたします。歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金、223万2,000円。3款諸支出金、90万3,000円。歳出合計。補正前の額1億4,070万円、補正額313万5,000円、計1億4,383万5,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○日程第12 議案第7号 令和元年度甘楽町水道事業会計補正予算（第4号）

◇議長（富岡朝男君） 日程第12、議案第7号 令和元年度甘楽町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 補正予算書の119ページをお願いいたします。議案第7号 令和元年度甘楽町水道事業会計補正予算（第4号）。第1条、令和元年度甘楽町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、令和元年度甘楽町水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額」2,620万7,000円を1億9,990万7,000円に改め、「当年度分損益勘定留保資金」1億1,533万7,000円を1億903万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款資本的収入。既決予定額1億1,251万円。補正予定額、減額の

8,900万円。計2,351万円。支出。科目、第1款上水道事業費用、既決予定額3億1,871万7,000円。補正予定額減額の9,530万円。計2億2,341万7,000円。企業債。第3条、令和元年度甘楽町水道事業会計補正予算（第2号）第4条中起債の限度額を次のように改める。起債の目的、災害復旧事業。既決限度額2,000万円。補正限度額、減額の1,000万円。計1,000万円。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



### ○日程第13 議案第8号 甘楽郡土地開発公社定款の一部を改正する定款について

◇議長（富岡朝男君） 日程第13、議案第8号 甘楽郡土地開発公社定款の一部を改正する定款についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

◇建設課長（小澤嗣生君） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第8号 甘楽郡土地開発公社定款の一部を改正する定款について。上記の議案を、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。令和2年3月31日をもって、甘楽郡土地開発公社の設立団体である下仁田

町が、公社から脱退するため。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



#### ○日程第14 議案第9号 工事請負契約の変更について(甘楽ふるさと館浴室建築工事)

◇議長（富岡朝男君） 日程第14、議案第9号 工事請負契約の変更について（甘楽ふるさと館浴室建築工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（田村昌徳君） 議案書の4ページをお願いいたします。議案第9号 工事請負契約の変更について。令和元年8月20日契約議決した甘楽ふるさと館浴室建築工事の施工について、次のとおり請負契約を変更したいので地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求め。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。工事施工内容の詳細が決定し、工事費に変更が生じたため。

次のページをお願いいたします。記。変更前。1、契約の目的、甘楽ふるさと館浴室建築工事。2、契約の金額、8,855万円。うち、取引に係る消費税額805万円。3、契約の相手方、群馬県富岡市富岡2759。タルヤ建設株式会社。代表取締役山田浩。変更後。1、契約の目的、変更なし。2、契約の金額、9,367万6,000円。うち、

取引に係る消費税額 851万6,000円。3、契約の相手方、変更なし。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第10号 工事請負契約の変更について（社会資本整備総合交付金事業織田氏七代の墓御霊屋集計施設整備工事）

◇議長（富岡朝男君） 日程第15、議案第10号 工事請負契約の変更について（社会資本整備総合交付金事業織田氏七代の墓御霊屋集計施設整備工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（田村昌徳君） 議案書の6ページをお願いいたします。議案第10号 工事請負契約の変更について。令和元年7月18日契約議決した社会資本整備総合交付金事業織田氏七代の墓御霊屋集計施設整備工事の施工について、次のとおり請負契約を変更したので地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求める。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。工事施工内容の詳細が決定し、工事費に変更が生じたため。

次のページをお願いいたします。記。変更前。1、契約の目的、社会資本整備総合交付金事業織田氏七代の墓御霊屋集計施設整備工事。2、契約の金額、5,632万円。うち、

取引に係る消費税額512万円。3、契約の相手方、群馬県吾妻郡中之条町大字五反田3529の4。株式会社町田工業。代表取締役町田茂。変更後。1、契約の目的、変更なし。2、契約の金額、5,813万5,000円。うち、取引に係る消費税額528万5,000円。3、契約の相手方、変更なし。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（富岡朝男君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（富岡朝男君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（富岡朝男君） 挙手全員。  
よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○日程第16 同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（富岡朝男君） 日程第16、同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 議案書の8ページをお願いいたします。同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命について。下記の者を甘楽町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求める。記。住所、甘楽町大字秋畑■■■■番地■■。氏名、齋藤耕一。生年月日、昭和■■年■■月■■日。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由であります。甘楽町教育委員会委員浅香朝雄氏が、令和2年4月6日をもって任期満了となるためであります。齋藤耕一氏の経歴書については、次ページに記載のと

おりであります。どうぞよろしくお願ひいたします。



○日程第17 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第17、議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 議案書の10ページをお願いいたします。議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の任用に必要な関係条例を整備するため。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。



○日程第18 議案第12号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第18、議案第12号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 議案書の14ページをお願いいたします。議案第12号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。地方公務員法の改正により、特別職の非常勤職員の要件が厳格化されたため。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。



○日程第19 議案第13号 甘楽町交通指導員条例を廃止する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第19、議案第13号 甘楽町交通指導員条例を廃止する条

例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 議案書の16ページをお願いいたします。議案第13号 甘楽町交通指導員条例を廃止する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。地方公務員法の改正に伴い、交通指導員が特別職非常勤職員から除かれるため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



○日程第20 議案第14号 甘楽町印鑑条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第20、議案第14号 甘楽町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

住民課長。

◇住民課長（田中睦宏君） 議案書の18ページをお願いいたします。議案第14号 甘楽町印鑑条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録資格と登録印鑑の制限について改正するため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



○日程第21 議案第15号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第21、議案第15号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

住民課長。

◇住民課長（田中睦宏君） 議案書の20ページをお願いいたします。議案第15号 甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。国民健康保険税率を改正し、被保険者の税負担の軽減を図るため。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

◇

○日程第22 議案第16号 甘楽町ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第22、議案第16号 甘楽町ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（田村昌徳君） 議案書の22ページをお願いいたします。議案第16号 甘楽町ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。寄付金を充当する事業区分に、「若者の移住、定住、就業を応援する事業」を加えるため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

◇

○日程第23 議案第17号 甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第23、議案第17号 甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（齋藤淳二君） 議案書の24ページをお願いいたします。議案第17号 甘楽町高齢者等生活支援・介護予防事業費用徴収条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。介護予防日常生活支援総合事業に短期集中予防サービス事業を加え、介護予防事業費用に掛かる徴収額を改めるため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

◇

○日程第24 議案第18号 甘楽町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

## 例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第24、議案第18号 甘楽町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 議案書の26ページをお願いいたします。議案第18号 甘楽町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。地方自治法の改正に伴う改正のため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



## ○日程第25 議案第19号 甘楽町給水条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第25、議案第19号 甘楽町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 議案書の28ページをお願いいたします。議案第19号 甘楽町給水条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。水道法の改正に伴う改正のため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



## ○日程第26 議案第20号 甘楽町国峰簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第26、議案第20号 甘楽町国峰簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 議案書の30ページをお願いいたします。議案第20号 甘楽町国峰簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提

出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。水道法の改正に伴う改正のため。

以上でございます。よろしく願いいたします。



○日程第27 議案第21号 甘楽町那須及び秋畑簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第27、議案第21号 甘楽町那須及び秋畑簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 議案書の32ページをお願いいたします。議案第21号 甘楽町那須及び秋畑簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。水道法の改正に伴う改正のため。

以上でございます。よろしく願いいたします。



○日程第28 議案第22号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第28、議案第22号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業課長。

◇産業課長（五十里比登志君） 議案書の34ページをお願いいたします。議案第22号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。借換制度及び利子補給の上乗せを継続実施するため。

以上でございます。よろしく願いいたします。



○日程第29 議案第23号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

◇議長（富岡朝男君） 日程第29、議案第23号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

◇建設課長（小澤嗣生君） 議案書の36ページをお願いいたします。議案第23号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。民法の一部を改正する法律の施行により、住宅の明渡請求の違約徴収金の利率を法定利率に改めるため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



### ○日程第30 議案第24号 甘楽町道路線の廃止について

◇議長（富岡朝男君） 議案第24号 甘楽町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

◇建設課長（小澤嗣生君） 議案書38ページをお願いいたします。議案第24号 甘楽町道路線の廃止について。道路法第10条の規定に基づき、甘楽町道路線を下記のとおり廃止する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

記。廃止する路線。路線名、下原・西谷線。起点、白倉字下原1708番地1から。終点、天引字鈴宮360番地1まで。重要な経過地、なし。整理番号、6559。

提案理由。群馬県屋外広告物条例による（仮称）甘楽パーキングエリアスマートインターチェンジ景観誘導地域指定に伴い新たな路線認定が必要なため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



### ○日程第31 議案第25号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（富岡朝男君） 議案第25号 甘楽町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

◇建設課長（小澤嗣生君） 議案書40ページをお願いいたします。議案第25号 甘楽町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定に基づき、甘楽町道路線を下記のとおり認定する。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

記。認定する路線。路線名、起点、終点、重要な経過地、整理番号の順で申し上げます。  
下原・西谷線、白倉字下原1708番地1から天引字鈴宮360番地1まで、なし、6561。  
前田・大山前線、福島字前田379番地2から福島字大山前408番地2まで、2176。  
七反田・南貝戸線、福島字七反田335番地から福島字南貝戸251番地1まで、なし、2177。  
金井町・壺丁田2号線、福島字金井町147番地から福島字壺丁田93番地1まで、なし、2178。  
金井町・三ツ橋2号線、福島字金井町139番地から白倉字三ツ橋347番地2まで、なし、2179。  
砂欠・神田3号線、白倉字砂欠305番地から金井字神田27番地2まで、なし、2180。  
砂欠・神田4号線、白倉字砂欠308番地から金井字神田31番地2まで、なし、2181。  
神田線、金井字神田48番地3から金井字神田40番地1まで、なし、2182。  
稲荷東3号線、福島字稲荷東1325番地4から福島字稲荷東1325番地7まで、なし、5179。

提案理由。(仮称)甘楽パーキングエリアスマートインターチェンジ景観誘導地域指定に伴うもの及び新たに町道として管理するため。

以上でございます。よろしく願いいたします。



### ○日程第32 議案第26号 令和2年度甘楽町一般会計予算

◇議長(富岡朝男君) 日程第32、議案第26号 令和2年度甘楽町一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長(田村昌徳君) 甘楽町予算書の1ページをお願いいたします。議案第26号 令和2年度甘楽町一般会計予算。令和2年度甘楽町一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億6,700万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただ

し書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表、歳入歳出予算」。款、金額でお願いいたします。1款町税14億4,241万8,000円。2款地方譲与税7,473万3,000円。3款利子割交付金150万円。4款配当割交付金500万円。5款株式等譲渡所得割交付金400万円。6款法人事業税交付金50万円。7款地方消費税交付金2億4,500万円。8款ゴルフ場利用税交付金4,100万円。9款環境性能割交付金1,500万円。10款地方特例交付金1,000万円。11款地方港税16億5,000万円。12款交通安全対策特別交付金100万円。13款分担金及び負担金100万円。14款使用料及び手数料1億2,986万4,000円。15款国庫支出金4億6,039万円。16款県支出金3億2,419万5,000円。17款財産収入331万7,000円。18款寄附金2,310万円。19款繰入金4,617万3,000円。20款繰越金1億2,800万円。21款諸収入1億3,288万2,000円。22款町債5億2,740万円。歳入合計52億6,700万円。

7ページをお願いいたします。歳出。1款議会費7,628万1,000円。2款総務費6億6,891万4,000円。3款民生費13億5,457万円。4款衛生費3億9,031万5,000円。5款労働費1万7,000円。6款農林水産業費3億3,161万5,000円。7款商工費1億3,386万円。8款土木費6億691万5,000円。9款消防費6億2,237万1,000円。10款教育費6億6,029万6,000円。11款災害復旧費401万3,000円。12款公債費4億783万3,000円。13款予備費1,000万円。歳出合計52億6,700万円。

次ページをお願いいたします。「第2表、債務負担行為」。事項、防災行政無線デジタル化整備事業。期間、令和3年度から令和3年度まで。限度額、8,544万9,000円。

「第3表、地方債」。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でお願いいたします。臨時財政対策、1億6,200万円、証書借入または証券発行、年3.0%以内、政府資金その他借入先の融資条件によるものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

以下の、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございますので、省略させていただきます。緊急防災・減災対策事業、3億6,380万円。災害復旧事業・農林水産業施設災害復旧事業、160万円。合計、5億2,740万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

◇

### ○日程第33 議案第27号 令和2年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第33、議案第27号 令和2年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（齋藤淳二君） 予算書の228ページをお願いいたします。議案第27号 令和2年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算。令和2年度甘楽町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億6,980万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表、歳入歳出予算」。款、金額でお願いいたします。歳入。1款国民健康保険税3億3,577万円。2款使用料及び手数料1,000円。3款国庫支出金137万5,000円。4款県支出金10億4,924万9,000円。5款財産収入5万円。6款寄附金1,000円。7款繰入金1億3,493万3,000円。8款繰越金4,200万円。9款諸収入642万1,000円。歳入合計15億6,980万円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款総務費5,402万9,000円。2款保険給付費10億2,149万4,000円。3款国民健康保険事業費納付金4億5,560万9,000円。4款共同事業拠出金1,000円。5款保健事業費2,977万1,000円。6款基金積立金5万円。7款公債費1,000円。8款諸支出金784万5,000円。9款予備費100万円。歳出合計15億6,980万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○日程第34 議案第28号 令和2年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第34、議案第28号 令和2年度甘楽町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（齋藤淳二君） 予算書の263ページをお願いいたします。議案第28号 令和2年度甘楽町介護保険事業特別会計予算。令和2年度甘楽町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,270万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表、歳入歳出予算」。款、金額でお願いいたします。歳入。1款保険料2億6,694万8,000円。2款分担金及び負担金119万円。3款国庫支出金3億659万3,000円。4款支払基金交付金3億4,684万円。5款県支出金1億9,697万4,000円。6款財産収入1万5,000円。7款寄附金1,000円。8款繰入金2億1,397万6,000円。9款諸収入6万2,000円。10款繰越金10万円。11款町債1,000円。歳入合計13億3,270万円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款総務費1,083万3,000円。2款保険給付費12億4,685万3,000円。3款地域支援事業費7,379万4,000円。4款基金積立金1万5,000円。5款公債費1,000円。6款諸支出金20万4,000円。7款予備費100万円。歳出合計13億3,270万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



○日程第35 議案第29号 令和2年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第35、議案第29号 令和2年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 予算書の304ページをお願いいたします。議案第29号 令

和2年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算。議案第29号 令和2年度甘楽町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,980万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表、歳入歳出予算」。款、金額でお願いいたします。歳入。1款使用料及び手数料2,679万1,000円。2款繰入金1億1,139万8,000円。3款繰越金50万円。4款諸収入111万1,000円。歳入合計1億3,980万円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款農業集落排水事業費4,657万2,000円。2款公債費9,272万8,000円。3款予備費50万円。歳出合計1億3,980万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



### ○日程第36 議案第30号 令和2年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第36、議案第30号 令和2年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 予算書の337ページをお願いいたします。議案第30号 令和2年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算。議案第30号 令和2年度甘楽町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,890万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表、歳入歳出予算」。歳入。1款分担金及び負担金1,070万円。2款使用料及び手数料1億684万8,000円。3款国庫支出金8,000万円。4款繰入金2億1,365万円。5款繰越金50万円。6款諸収入2,

000円。7款町債1億4,560万円。8款県支出金160万円。歳入合計5億5,890万円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款公共下水道費3億4,718万2,000円。2款公債費2億1,121万8,000円。3款予備費50万円。歳出合計5億5,890万円。

次のページをお願いいたします。「第2表、地方債」。起債の目的、限度額で申し上げます。記載の目的、流域下水道整備事業、350万円。特定環境保全公共下水道整備事業、1億3,660万円。公営企業会計適用債、550万円。合計1億4,560万円。記載の方法、証書借入または証券発行。利率、年3.0%以内。償還の方法、政府資金その他借入先の融資条件によるものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



### ○日程第37 議案第31号 令和2年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第37、議案第31号 令和2年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（齋藤淳二君） 予算書の392ページをお願いいたします。議案第31号 令和2年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算。議案第31号 令和2年度甘楽町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,860万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表、歳入歳出予算」。款、金額でお願いいたします。歳入。1款後期高齢者医療保険料1億77万6,000円。2款繰入金4,748万9,000円。3款諸収入9万6,000円。4款繰越金23万9,000円。歳入合計1億4,860万円。

次のページをお願いいたします。歳出。1款総務費278万9,000円。2款後期高齢者医療広域連合納付金1億4,548万7,000円。3款諸支出金8万5,000円。

4款予備費23万9,000円。歳出合計1億4,860万円。

以上でございます。よろしくお願いたします。



### ○日程第38 議案第32号 令和2年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（富岡朝男君） 日程第38、議案第32号 令和2年度甘楽町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 議案書407ページをお願いいたします。議案第32号 令和2年度甘楽町水道事業会計予算。総則。第1条、令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第（1）号、給水戸数5,327戸。第（2）号、年間総給水量165万7,200立方メートル。第（3）号、1日平均給水量4,540立方メートル。第（4）号、主要な建設改良事業4億5,094万1,000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。第1款上水道事業収益2億5,120万円。第2款簡易水道事業収益1,140万円。収入合計2億6,260万円。支出。第1款上水道事業費用2億2,150万円。第2款簡易水道事業費用1,880万円。支出合計2億4,030万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,809万2,000円は、建設改良積立金1億円、過年度分損益勘定留保資金2,366万5,000円、当年度分損益勘定留保資金3,509万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,932万9,000円で補てんするものとする。収入。第1款資本的収入3億1,365万2,000円。支出。第1款資本的支出5億1,174万4,000円。

継続費。第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。第1款資本的支出、第1項建設改良費。事業名、白倉浄水場改修事業。総額7億6,736万円。令和2年度。年割額、3億620万8,000円。令和3年度。年割額、4億6,115万2,000円。

企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、排水管整備事業。限度額3,000万円。浄水施設整備事業。限

度額、2億7,560万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金とその他借入先の融資条件によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第(1)号、職員給与費5,176万8,000円。(2)号、交際費2万円。

他会計からの補助金。第8条、水道事業実施のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7万1,000円である。

たな卸資産購入限度額。第9条、たな卸資産の購入限度額は、134万4,000円と定める。令和2年3月6日提出。甘楽町長茂原荘一。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇議長(富岡朝男君) 提案者の説明が終了いたしました。



○散 会

◇議長(富岡朝男君) 本日はこれにて散会といたします。

午後2時40分散会